

令和 7 年 2 月議会

生活環境委員会 報告資料

I. 専決処分報告

- | | | |
|------------|----------------------------------|------|
| ○ 報告第 8 号 | 県道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について | 1 頁 |
| ○ 報告第 9 号 | 県道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について | 5 頁 |
| ○ 報告第 10 号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について | 9 頁 |
| ○ 報告第 11 号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について | 13 頁 |
| ○ 報告第 12 号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について | 17 頁 |
| ○ 報告第 15 号 | 市道路線の認定、変更及び廃止に関する専決処分について | 20 頁 |

II. その他報告

- | | |
|---|------|
| ○ 西鉄天神大牟田線連続立体交差事業（雑餉隈駅付近）の側道整備に係る土地の取得について | 21 頁 |
|---|------|

令和 7 年 2 月

道路下水道局

報告第8号

県道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、県道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和7年1月27日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	10,489円

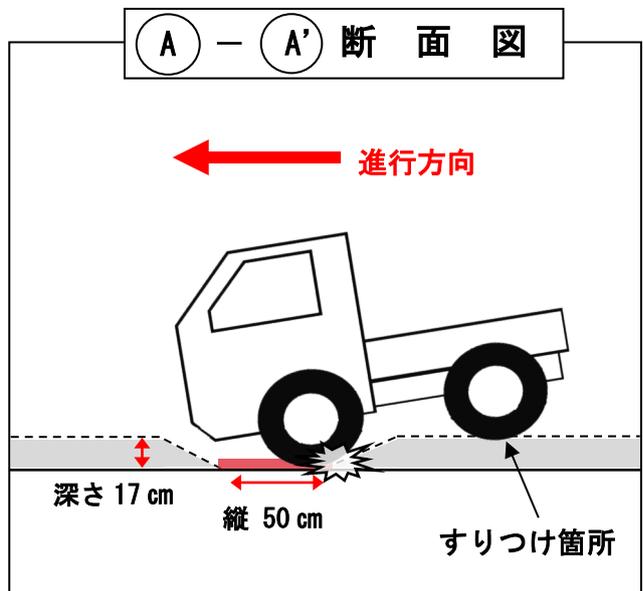
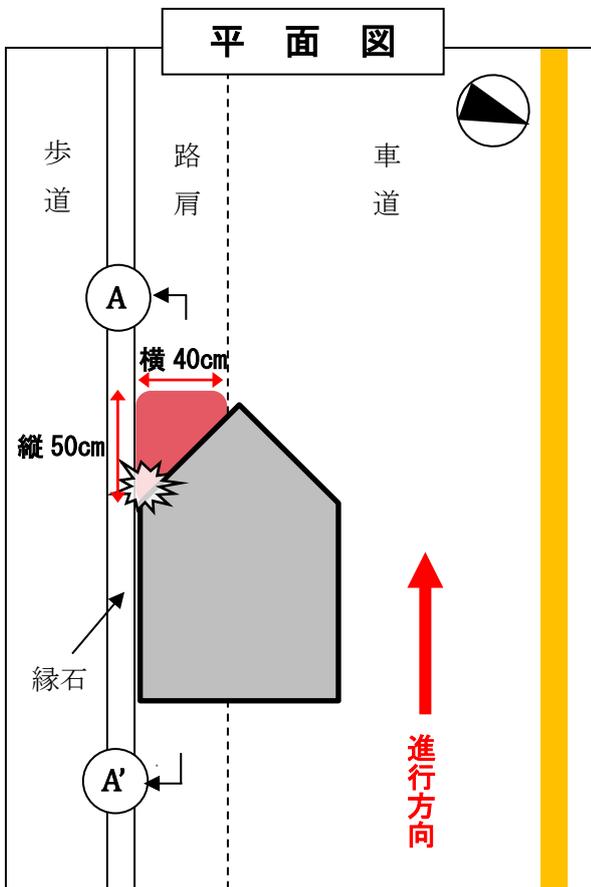
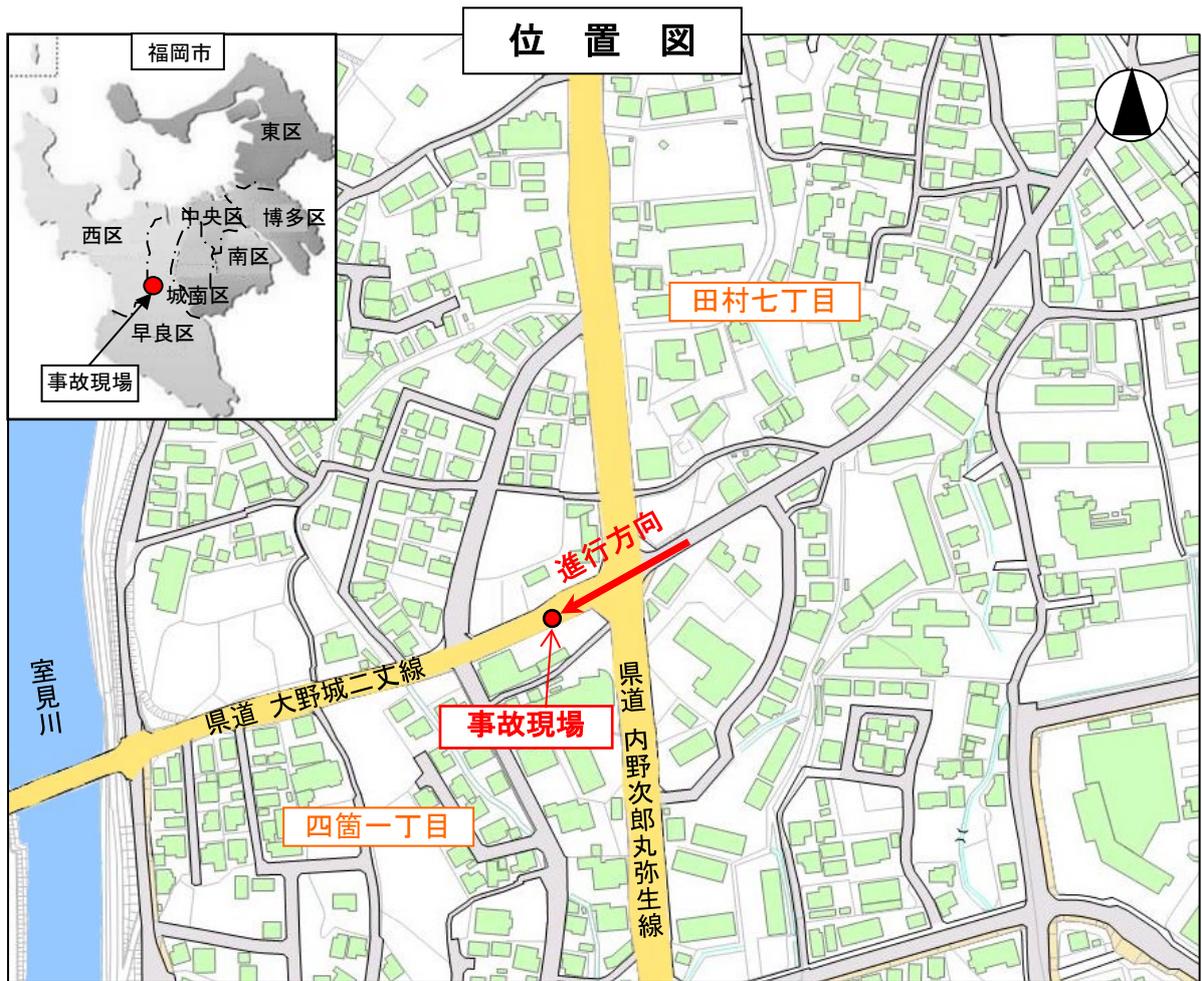
2 事件の概要

令和5年12月13日午後5時頃、相手方〇〇〇〇所有の軽貨物自動車が、市内早良区四箇一丁目1番38号付近の県道に面した店舗の敷地に進入しようとして道路左側に寄った際、路肩に設置されていたすりつけ部に乗り上げて走行した後、当該すりつけ部から落下し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

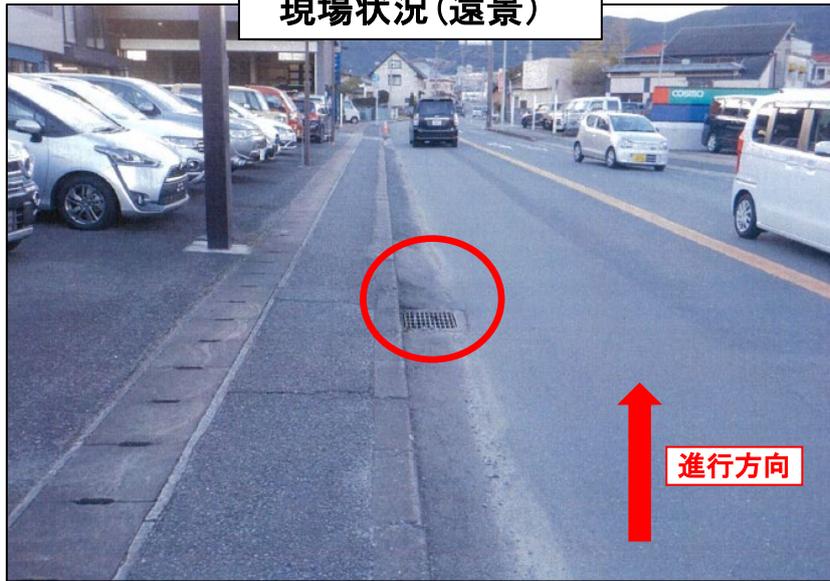
令和7年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

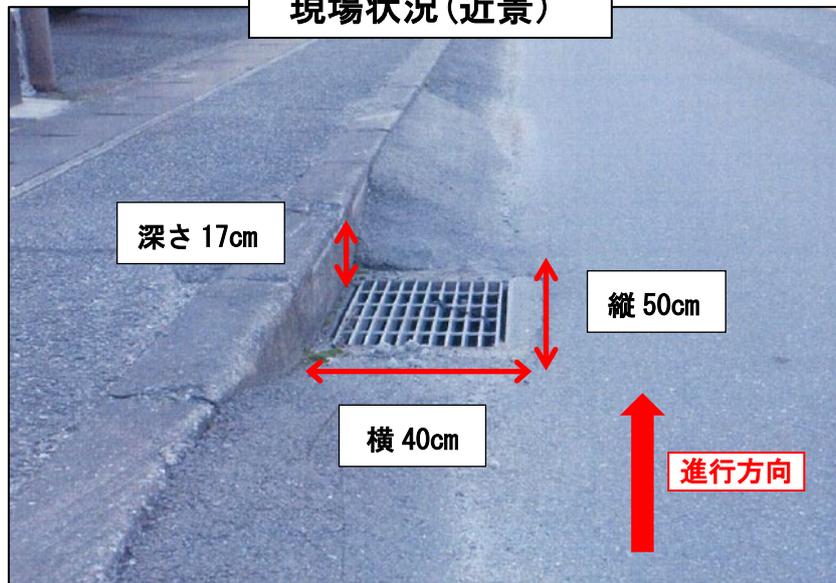


人的損害	0 円
物的損害	52,448 円
損害額計	52,448 円
市の過失割合	2 割
損害賠償額	10,489 円

現場状況(遠景)



現場状況(近景)



対策後



車 両 全 景



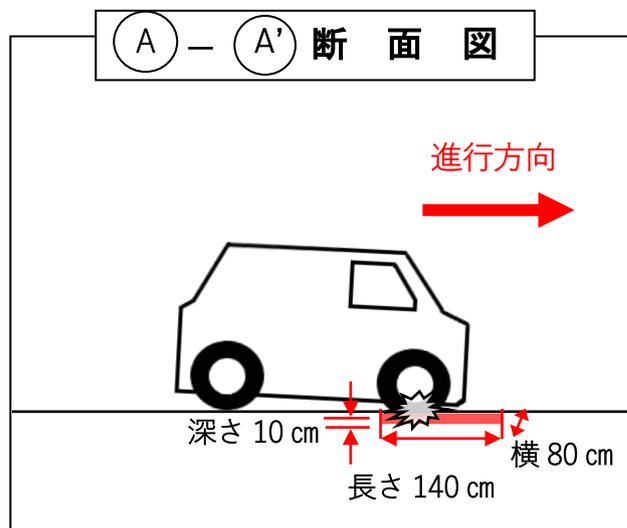
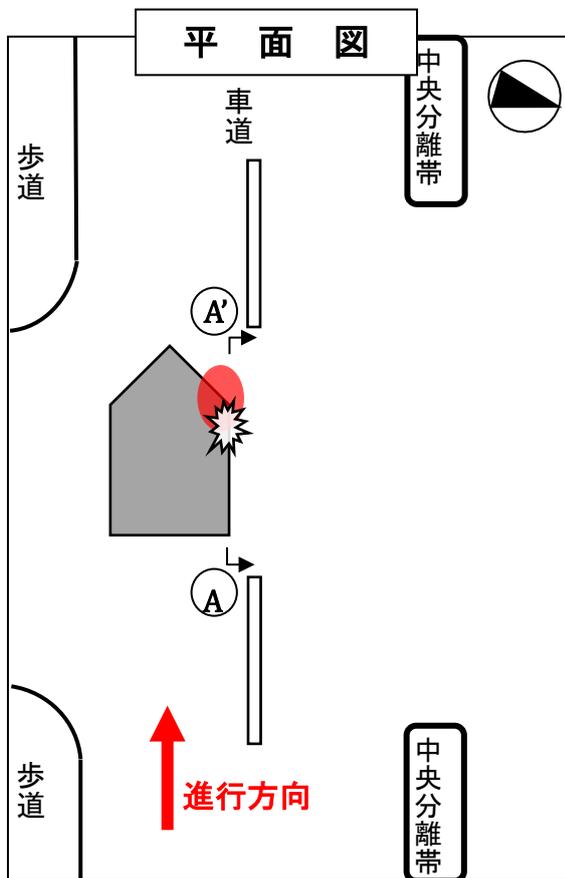
破 損 状 況

左前輪

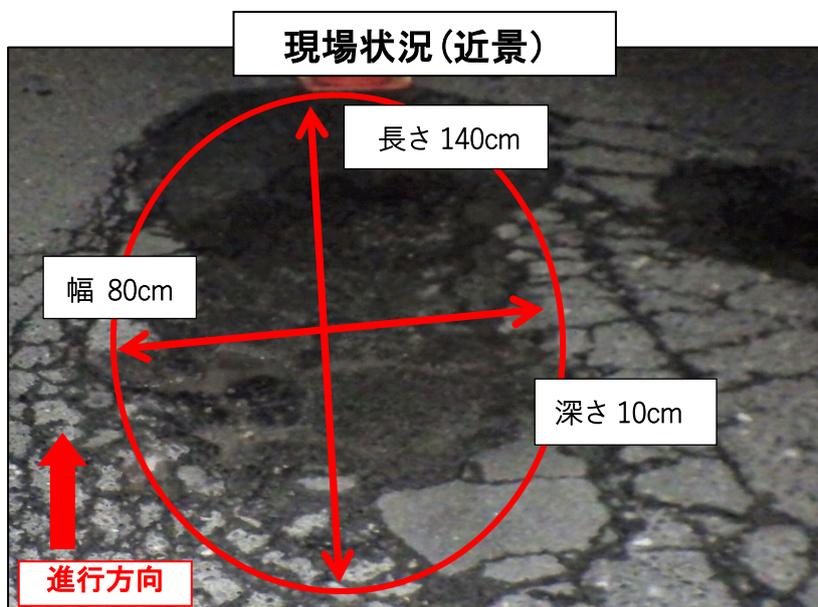


左後輪





人的損害	0 円
物的損害	90,200 円
損害額計	90,200 円
市の過失割合	5 割
損害賠償額	45,100 円



車 両 全 景



破 損 状 況



右前輪
ホイール破損



右前輪
タイヤのわれ

報告第10号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和7年1月27日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	45,100円

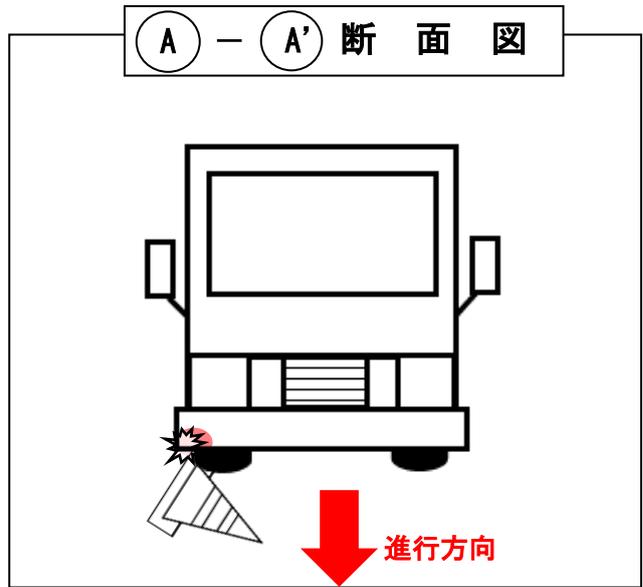
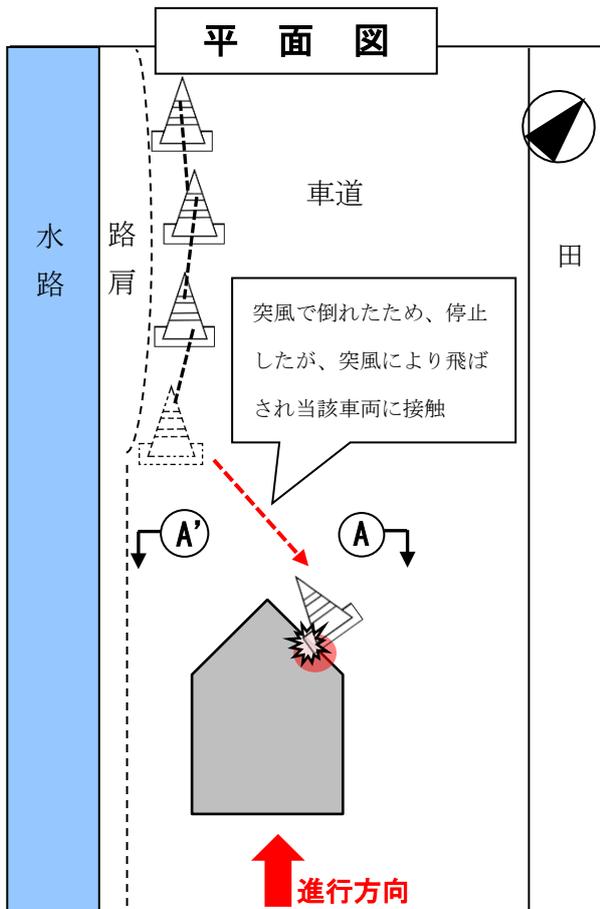
2 事件の概要

令和5年12月31日午前10時頃、市内西区大字元岡20番3付近の市道において、当該市道に設置されていたカラーコーンが突風により倒れたため、当該市道を走行していた相手方〇〇〇〇所有の小型貨物自動車が停止した際、当該カラーコーンが突風により飛ばされ、当該車両に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎



人的損害	0円
物的損害	45,100円
損害額計	45,100円
市の過失割合	10割
損害賠償額	45,100円

現場状況（再現）



進行方向

赤丸内のカラーコーンが突風により飛ばされ、当該車両に接触。

破損状況（法面）



対策後



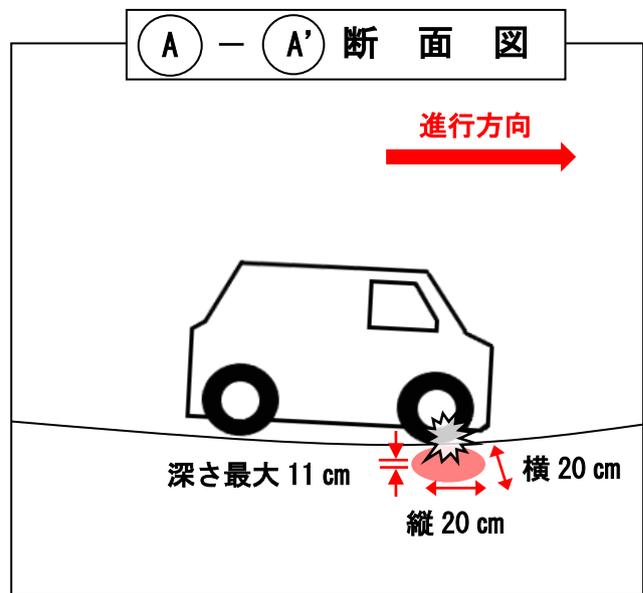
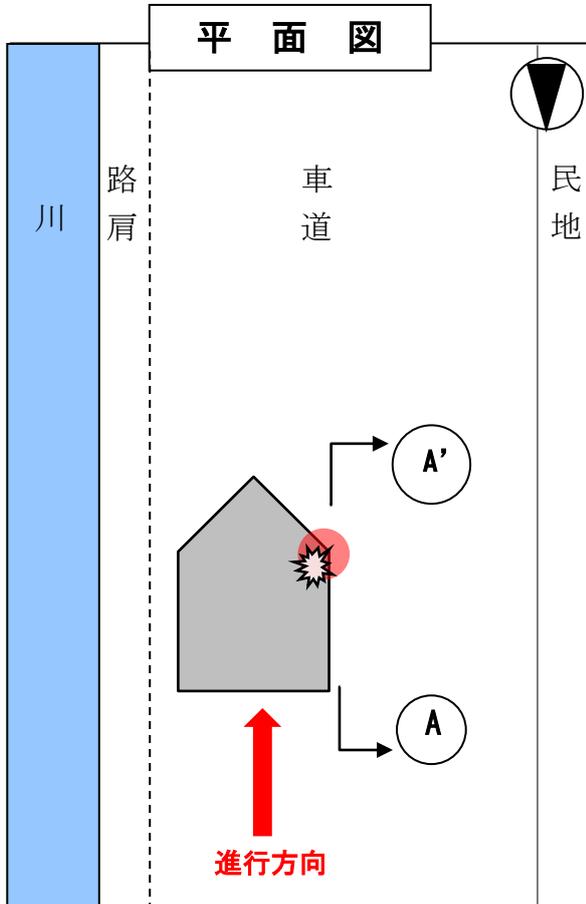
水路法面の損傷は、水路を所管する農林水産局にて、R7年度に補修予定。

車両全景



破損状況





人的損害	0 円
物的損害	145,926 円
損害額計	145,926 円
市の過失割合	7 割
損害賠償額	102,148 円



車両全景



破損状況

右後輪、パンク・ホイール損傷



右前輪、パンク・ホイール損傷



報告第12号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和7年1月27日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	191,460円

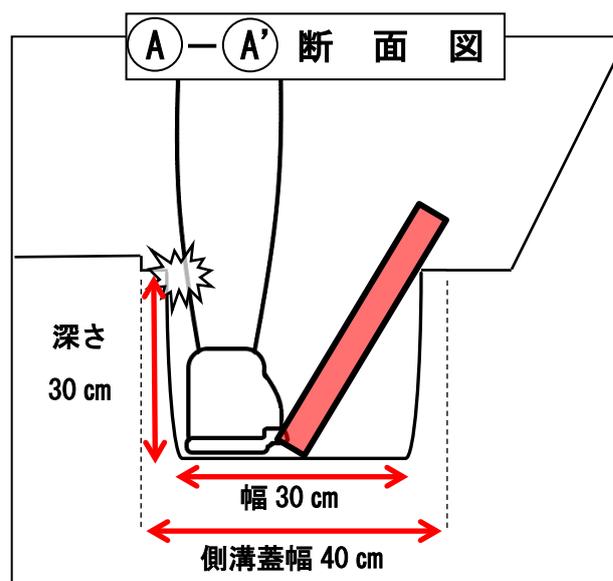
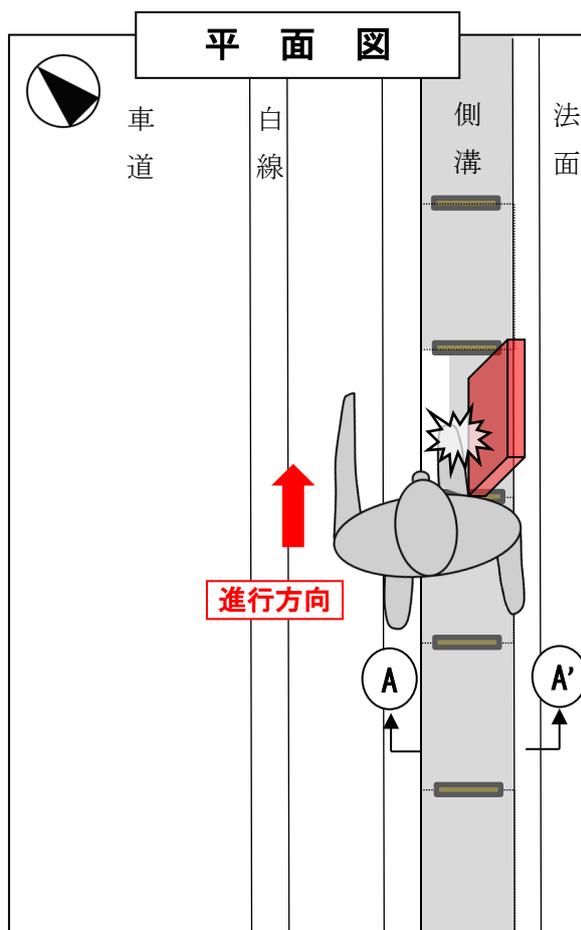
2 事件の概要

令和6年3月5日午後5時55分頃、相手方〇〇〇〇が、市内南区老司三丁目26番56号付近の市道を歩行中、当該市道に設置されていた側溝の蓋に足を乗せたところ、当該蓋がずれていたため当該蓋が落ち込み、当該側溝に同人が転落して負傷し、損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎



人的損害	191,460 円
物的損害	0 円
損害額計	191,460 円
市の過失割合	10 割
損害賠償額	191,460 円

現場状況(遠景) ※再現



現場状況(近景) ※再現



補修後



報告第 15 号

市道路線の認定、変更及び廃止に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、組合施行に係る福岡市北原・田尻土地区画整理事業の施行に伴い、市道路線を認定し、変更し、及び廃止することについて、令和 7 年 1 月 27 日それぞれ次のように専決処分した。

1 路線の認定

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
西 4410	北原 4410 号線	西区北原二丁目 1045 番 1 地先から	
		同 田尻東一丁目 147 番 5 地先まで	

(以下略)

2 路線の変更

路線番号	路線名	旧新別	起 点 終 点	重要な経過地
西 1936	徳永 1936 号線	旧	西区大字徳永 857 番 2 地先から 同 周船寺三丁目 87 番 1 地先まで	
		新	西区田尻二丁目 181 番 1 地先から 同 181 番 8 地先まで	

(以下略)

3 路線の廃止

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
西 1937	徳永 1937 号線	西区大字徳永 860 番地先から	
		同 周船寺三丁目 895 番 1 地先まで	

(以下略)

上記について地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

○ 専決処分の内訳（路線数）

1	認定路線	1 4 路線
2	変更路線	8 路線
3	廃止路線	2 路線
合 計		2 4 路線



西鉄天神大牟田線連続立体交差事業（雑餉隈駅付近） の側道整備に係る土地の取得について

1 趣旨

西鉄天神大牟田線連続立体交差事業（雑餉隈駅付近）の側道整備に伴う道路用地を取得したため、報告するもの。

2 取得地の概要

- (1) 取得の目的 側道整備のため
- (2) 所在地 福岡市博多区南八幡町二丁目 49 番 外 12 筆の一部
- (3) 地目 雑種地 外
- (4) 面積 2,513.11 平方メートル
- (5) 取得価額 616,861,855 円
- (6) 取得の相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目 5 番 7 号
西日本鉄道株式会社
- (7) 契約年月日 令和 7 年 1 月 7 日
- (8) 見取図

